

第十二号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十六年三月江戸川区条例第
一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

八 公益社団法人東京都江戸川区歯科医師会

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（説明）

職員を派遣することができるとする団体は、公益社団法人東京都江戸川区歯科医師会
を追加する必要があるもので、本案を提出いたします。